

役場裏ごみステーションの撤去について

役場新庁舎建設に伴い第2庁舎の解体工事が令和4年9月から始まります。現在第1庁舎裏に設置しているごみステーションは9月1日から利用できなくなります。

今後のごみの搬入につきましては、各自治会が管理する地区のごみステーションにお出しになるか、ごみの種類により「クリーン・ペア・はまなす」または「野辺地町一般廃棄物最終処分場」への自己搬入（有料）をしていただく事になります。

なお、各自治会が管理するごみステーションを利用する場合は、自治会への加入が必要となりますので、ご注意ください。

お住いの地区の自治会の確認や加入方法については、問合せ先までご連絡ください。

◆問合せ先 町民課 （内線 245）

◆位置図

